

## The Great Japan ShakeOut 認定基準等について(Ver2.0)

日本国内における ShakeOut 実施状況及をふまえ The Great Japan ShakeOut 認定基準を次のとおり定める。

### I. ShakeOut の認定

1. 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議事務局（東京都千代田区、以下「事務局」）は、ShakeOut 本部事務局（米国カリフォルニア州）との協議にもとづき、日本における ShakeOut の認定事務を行い、公式認定書を発行する。
2. ShakeOut（シェイクアウトでも可）の名称を使用する訓練のうち、事前に実施計画を事務局に対し提出し、事務局が次の基準を満たしていると認める防災訓練（行動）を、日本における ShakeOut として認定する。
3. 認定された ShakeOut の主催者(実施主体)及びその参加登録者数は The Great Japan ShakeOut ホームページによって公表するほか、ShakeOut 本部事務局に公認数として報告する。

### II. ShakeOut の認定基準

1. ShakeOut（シェイクアウトを含む）の正しい名称を使用していること。
2. 訓練をよびかける前に下記の内容を含む開催計画を事務局に提出していること。
  - a. 地震の揺れから身を守る安全行動 1-2-3(まず低く、頭を守り、動かない)を共通訓練としていっせいに実施すること。
  - b. 地域の実状にあわせて、共通訓練以外の個別訓練も可能な限り実施すること。
  - c. 訓練想定に科学的根拠にもとづく地震災害シナリオを使用すること。
  - d. 予め日程及び時間を具体的に指定し、対象者に事前に訓練参加をよびかけること。
  - e. ホームページ等（FAXも可）で事前登録を行い、参加登録者数は広く公表すること。
  - f. 参加登録者には地震災害シナリオと安全行動 1-2-3 等の事前の防災学習をよびかけること。
  - g. 訓練開始は時刻確認にもとづく声かけ、放送、防災無線等により多くの人に知らせること。
  - h. 訓練参加登録締め切り後、1週間以内に事務局に対して参加登録者数(速報値)とIV-2で示す内訳を報告すること。
  - i. 訓練実施後、訓練報告書を事務局に対して提出すること。その中で参加登録者数とIV-2で示す内訳を確定すること。
3. 実施要項等に効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議、ないしは略称の ShakeOut 提唱会議の協力を得ていることを明記すること。

### III. 参加登録について

1. ShakeOut への参加登録は、主催者または事務局が作成、広報を行う手段によって行う。
2. 参加登録方法は、参加者による主催者に対する電子申請・FAX、その他書面により認める。但し、事務局に対する申し込みは電子申請のみとする。
  - a. 学校、町内会、自治会、企業、その他団体等の担当者が、構成員を代表して参加登録することは、これを認める。
  - b. 主催者は二重登録、虚偽の登録がないようしっかり点検すること。

#### IV. 集計方法について

1. ShakeOut 参加登録者の集計方法は、原則として電子的媒体によるものとする。但し、学校、町内会、自治会、企業、その他団体等の小単位で行う場合にはこれに限らない。  
(例：自治会長等が個別に紙面で集計し、町会を代表して参加登録を行う 等)
2. ShakeOut 参加登録数を公に発表する場合は、以下の条件を必要とする。
  - a. 事務局からの求めに応じ、速やかに参加登録者の内訳数を事務局の基準である「個人・家族」、「学校関係者（保育園・幼稚園を含む）」、「その他団体」のそれぞれの区分で明示できること。基準よりも細分化した内訳での報告も認められる。
  - b. 参加登録者名（団体名）も併せて発表する場合は、参加登録者の同意を得ること。

#### V. 公認バナー、訓練音源、ロゴマーク、その他ホームページ画像等について

公認バナー、訓練音源、ロゴマーク、その他ホームページ画像等の扱いは次の通りとする。

1. 認定を受けた主催者(実施団体)は、事務局が発行する公認バナー(資料 1)を主催者又は事務局が作成したホームページ上に設置すること。
2. 認定を受けた主催者(実施団体)や参加登録者は、事務局が作成した訓練音源(資料 2)を使用できる。但し、音源の無断改変は認めない。
3. 認定を受けた主催者(実施団体)による The Great Japan ShakeOut 名称及び The Great ShakeOut のロゴマーク等、画像データについては、その複製・最低限の編集等を含む使用を許可する。
4. 認定を受けていない主催者(実施団体)や報道関係機関等が、画像データ等の使用を希望する場合は、防災の普及啓発に寄与すると本会が判断した場合に限り無償でこれを提供する。
5. The Great Japan ShakeOut ホームページ等に掲載されている画像及びリーフレットデータを使用する際には下記を明記する。  
【 提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議 <http://www.shakeout.jp/> 】
6. 無許可の画像や音源の使用、ShakeOut を連想させることが明らかな画像作成等は認めない。

#### VI. 本会が作成したリーフレット（印刷物）について

財団法人日本宝くじ協会の助成によるリーフレットについては認定の有無に関わらず、残部数の範囲内で、無償で提供する。但し、合計発送部数が総計 1,000 部以上の送料は依頼者の負担とする。

#### VII. 事務局の業務受託について

1. 事務局は、主催者(実施主体)からの依頼に応じて、ホームページ制作業務、メールフォーム制作及びメールログ管理システム制作業務、その他ホームページの維持管理について受託する。
2. 事務局は、主催者(実施主体)からの依頼に応じて、講演会や実施説明会への講師派遣、実務作業のアドバイザー派遣等を行う。
3. 受託に係る必要経費については、主催者(実施主体)との協議による。

#### VIII. 認定基準の改訂について

認定基準は、国内のシェイクアウト実施状況に応じて改訂する。但し、旧認定基準に基づき計画され、了承を得ているシェイクアウトについては、新認定基準に合致しない場合であってもこれを認める。

以 上

2013 年 5 月 17 日 制定

2014 年 4 月 25 日 Ve2.0 改訂

(資料1) 公認バナー



234px × 60px



468px × 60px

※公認バナーは事務局が主催者(実施主体)の担当者宛に jpeg 形式で送信します。

※公認バナーのリンク先は <http://www.shakeout.jp/> または主催者(実施団体)が作成したシェイクアウト訓練ページとします。

(資料2) 訓練音源

シェイクアウト訓練実施の合図として使用できる訓練用の音源です。一般家庭、職場、教育現場等での学習資料としてご利用ください。なお、音源の無断改変や動画共有サイトへのアップロードは認められていません。

※訓練音源は事務局が主催者(実施主体)の担当者宛に mp3 形式で送信します。

◆訓練音源視聴 URL

インターネットブラウザの設定等により、正しく視聴できない場合があります。その場合は事務局までお知らせください。

[http://www.shakeout.jp/info/wp-content/uploads/2014/04/C-take3\\_04.mp3](http://www.shakeout.jp/info/wp-content/uploads/2014/04/C-take3_04.mp3)